



Sustain & Grow

2026 4

2026.4.13号

Vol. 176

Index

Notice

あおば総合社労士事務所 より
2026年の改正ピックアップ

Feature

あおば職員の「桜フォト」

Greetings.

新入社員のご紹介

Column

税理士 南谷のコラム

あおば総合社労士事務所 からの お知らせ



2026年の改正より
ピックアップしてお伝えし
ます

在職老齢年金制度の見直しがありました

在職老齢年金とは.....

在職老齢年金制度は、年金を受給しながら働く高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、年金の支給を調整する仕組みです。

現在の制度では賃金と厚生年金の合計が月51万円を超えると、超えた分の半額が支給停止となります。

2026年4月分より、支給停止に係る基準額が、51万円から65万円に引き上げられます。



「在職老齢年金制度の見直しについて」
厚生労働省 ホームページ

子ども・子育て支援金制度が創設されました

子ども・子育て支援金とは.....

全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。2026年4月より、健康保険だけでなく、他のすべての健康保険（国民健康保険・共済組合・後期高齢者医療保険等）に加入されている方が対象です。

支援金は、児童手当の拡充、育休給付の手取り10割相当への拡充、満3歳未満の子どもの「こども誰でも通園制度」等に使われます。

子ども・子育て支援金は、社会保険に加入されている方は、「標準報酬月額×支援金率」で計算され、給与から控除されます。



子ども・子育て支援金制度について (PDF)
(令和8年3月) こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

雇用保険料率に変更されます

雇用情勢の改善が続き、財源となる積立金が増えたことなどが要因で、引き下げは2年連続です。

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの雇用保険料率は右記のとおりです。



出典：厚生労働省

「令和8（2026）年度雇用保険料率のご案内」

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

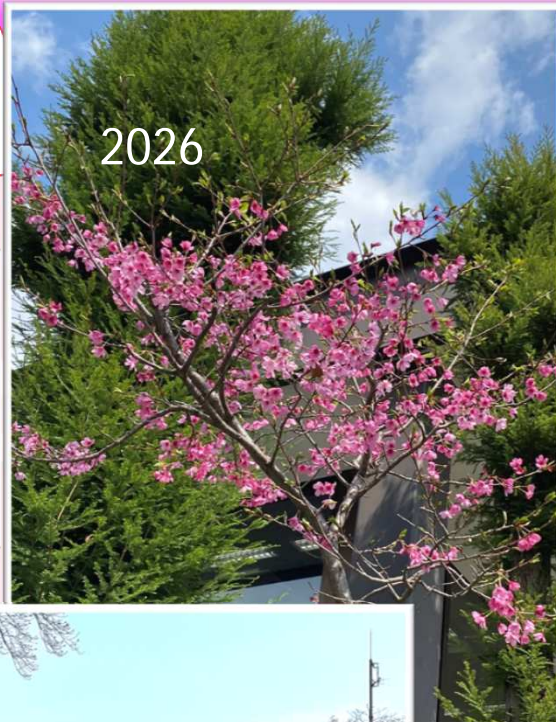
事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

あおば 桜 フォト

あおば職員が撮った
桜フォト
「あおばの桜」を
中心にお届けします！

2026



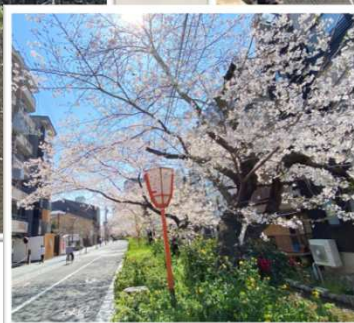
表紙にも掲載しております天理本社の「あおばの桜」。
2005年の植樹から少しずつですが花が増え、今年により多くの花を咲かせてくれました🌸



諸木野の桜



佐保川の桜



高瀬川の桜（京都）



ファミリー公園の桜

Greetings.

新入社員のご紹介



はじめまして。このたび税理士法人あおばに入社いたしました、上田 裕司（うえだ ゆうじ）と申します。奈良県天理市出身で、前職は製造メーカーにて生産・開発業務に携わっておりました。

仕事をするなかで、「一つの業務に縛られるのではなく、様々な分野に挑戦したい」という思いが強くなり、中小企業診断士の学習を開始しました。学習を進めるうちに、定量的に物事を評価できる会計の分野に魅力を感じ、思い切って畑違いの世界へ飛び込む決意をいたしました。

とはいえ、全くの異業種への転身ということで、毎日が分からないことの連続で、辛いと感じる瞬間もありますが学生時代に野球とラクロスに打ち込んで培った精神力で、日々の業務に取り組んでおります。

未熟な身ではありますが、一日も早く戦力となれるよう精一杯努力し、近い将来、少しでもお客様のお役に立てる存在になれるよう日々精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



上田 裕司



孫ウィーク終わる。

税理士事務所の宿命ともいべき確定申告業務も何とか無事に乗り切ることが出来ました。この間関与先の皆様にはご不便をおかけし、またご協力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

地球温暖化というもののやはり冬には氷が張るくらいの寒さにもなりますし、2月には梅の花も咲き、「奈良の寒さはお水取りが終わるまで。」と言われますが、まさにそのとおり永らく変わらぬ季節の移り変わりを感じます。3月も後半ともなれば桜の花もあちこちで綻び始め春の到来を知らせてくれる。

そんな当たり前の確定申告後であって今年は桜より一足先に我が家に天使がやってまいりました。

フランスに嫁いでいる長女の長女の事です。

来日当日は11時着のフライトで朝から関西空港に出向き到着ゲートの前で「分かるだろうか?」、「泣かんやろうか?」など不安な思いを感じながら今や遅しと待っておりました。

ゲートが開いて顔が見えたとき「爺ー・爺ー」（漢字では雰囲気出ないな）と第一声、これもLINE電話の効果かと一安心でありました。

それからというものこの「我儘天使」を中心に我が家は動いていくこととなります。

近くの公園への散歩に行くと言いつつ遊具で遊び始めます。それもエンドレス。「帰らない〜っ」となり、最後には眠くなって抱きかかえて帰らなければなりません。

ある時は、電車で出かけた帰りに何が気に入らなかったのかわかりませんが、大泣き!

尋常ではない事態に普段なら「うるさいから黙らせろ」と怒りそうなおっさんまでが関わり合いになりたくないオーラを発し知らん顔状態。おそらくイヤホンからの音はほとんど聞こえていなかったでしょう。

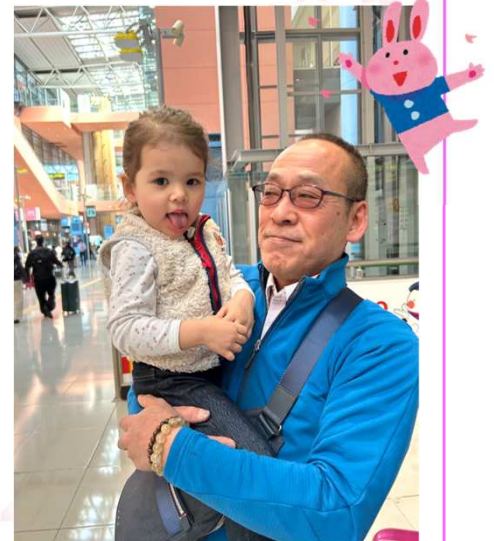
基本的に我々には日本語を話します。が、時々フランス語が出てくる。そんな時は母親に「なんて言うてんの」と助けを求めるときもしばしば。

とにかく水族館に行ったり、動物と触れ合うなど時間の取れる限りこの破天荒な天使に付き合っておりました。おそらく本人はほぼ何も覚えていないでしょうが。

今回は25日間の予定で4回目の来日でした。2歳半になった今回から一人分の座席の確保が必要とのことで航空運賃も増額となり、来日の機会も今後はだんだん少なくなるかもしれません。

春の訪れを告げてくれた桜も次第に葉桜となりつつあり、静かな我が家を嵐のように掻き混ぜ続けた小さな天使もまもなく帰国の途につきます。

また来年、どんな花を見せてくれるか楽しみです。



税理士 南谷 正仁

Cover Photo

【右上：ファミリー公園の桜】（撮影：喜多）

【左：税理士法人あおば天理本社】「あおばの桜（ミヤビザクラ）」（撮影：西本）

本 社 〒632-0071 奈良県天理市田井庄町528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223

奈良センターオフィス 〒630-8115 奈良市大宮町7丁目1-33 奈良センタービルディング6階
TEL 0742-36-0020 FAX 0742-36-0021

大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789

URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

税理士法人 あおば 発行責任者 松尾 潤

